

クラス会・県人会 開催助成規程

(目的)

第1条 卒業後の同窓生意識を芽生えさせるために、親睦的集会の費用補助を行い、準会員世代の相互交流を活発にさせることを目的とする。

(対象)

第2条 主としてクラス会、県人会を対象とする。但しクラス会は各学年、年次別とし、10人以上の参加者を対象とする。

2 同一の属性となる集会に対する助成は、当該年度内に1回のみとする。

(助成金額)

第3条 各集会への助成金は以下のように算定して交付する。

1 基本補助金 5,000円とし、各集会の参加人数に関わらず助成する。

2 人数比補助金は1人500円とし、但し上限を30,000円とする。

(助成方法)

第4条 申請方法は次のとおりとする。

1 申請

(1) 助成を希望する集会の代表者は、クラス会・県人会等 開催助成申請書(様式1)に必要事項を記載し、同窓会事務局(以下「事務局」という。)に申請するものとする。

(2) 申請にあたっては参加予定者名を付記し、関与する麻布大学の教職員による承認印を得るものとする。

(3) 申請は事務処理上、開催日の10日前までに行うものとする。

2 承認

(1) 事務局は申請内容を確認のうえ会長の承認を得るものとする。

(2) 承認の可否に関わらず、事務局は速やかにその結果を申請者に連絡するものとする。

3 助成金交付

(1) 事務局は承認された申請者に、開催日の前日までに助成金を現金にて支払を行うものとする。

(2) 申請者は定められた様式の領収書に署名・捺印して受領する。

4 報告

(1) 助成を受けた会合に対して、同窓会はその集会の状況を原稿や写真等の形で報告を求めることができるものとする。

(2) 報告内容は、同窓会報やホームページに掲載することができる。

第5条 本規程の改正は担当理事会に諮り決定するものとする。

附則

この規程は平成22年4月1日 施行